

長野県では障害者の職場実習受入企業を募集しています

事業主のみなさまへ

障害者民間活用委託訓練事業についてのご案内

◆ 「障害者民間活用委託訓練事業」とは

平成16年度から始まった国の委託事業で、障害者の就職・就業を促進するため、障害者が居住する地域で、障害者の適性や地域における障害者雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を企業等に委託して実施するものです。

- * 長野県では、長野技術専門学校・松本技術専門学校・伊那技術専門学校・佐久技術専門学校に配置された**障害者職業訓練コーディネーター**と伊那技術専門学校配置された**障害者職業訓練トレーナー**が中心となってこの訓練事業を展開しています。

◆ 訓練の対象となる障害者は

- ・公共職業安定所に求職の申込を行っている方
 - ・公共職業安定所長の公共職業訓練受講のあっせんを受けた方
- } いずれにも該当する方

- * 2か月以下の訓練を受講する場合、訓練受講終了後1年以内に就職の促進のために再度受講する場合及び中途障害等により休職中の方が受講する場合は、公共職業安定所長の受講あっせんは必ずしも必要ではありません。

◆ 実践能力習得訓練コース(企業実習訓練)とは

企業等を委託先として、事業所現場を活用して障害者の実践的な職業能力の開発・向上を目的として次により実施します。

- 1 訓練期間は、原則として3か月以内です。訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間は60時間です。
- 2 精神障害者等、その障害特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的である障害者については、総訓練時間300時間・訓練期間6か月以内で訓練期間を2倍まで延長して実施します。
- 3 訓練内容は、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主のみなさんが実際に実施している業務に関する作業実習(事業所内での座学等を含む。)を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、訓練受講生ごとに定めた訓練目標を達成するものとします。
- 4 事業所現場を活用して実施するものであることから、訓練に関係のない作業に従事させないこと及び安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うことに留意してください。
- 5 訓練期間中、委託先企業には指導担当者を配置していただきます。

◆ 実践能力習得訓練コースの委託料の額

訓練受講生1人当たり月額6万円(外税)が上限です。

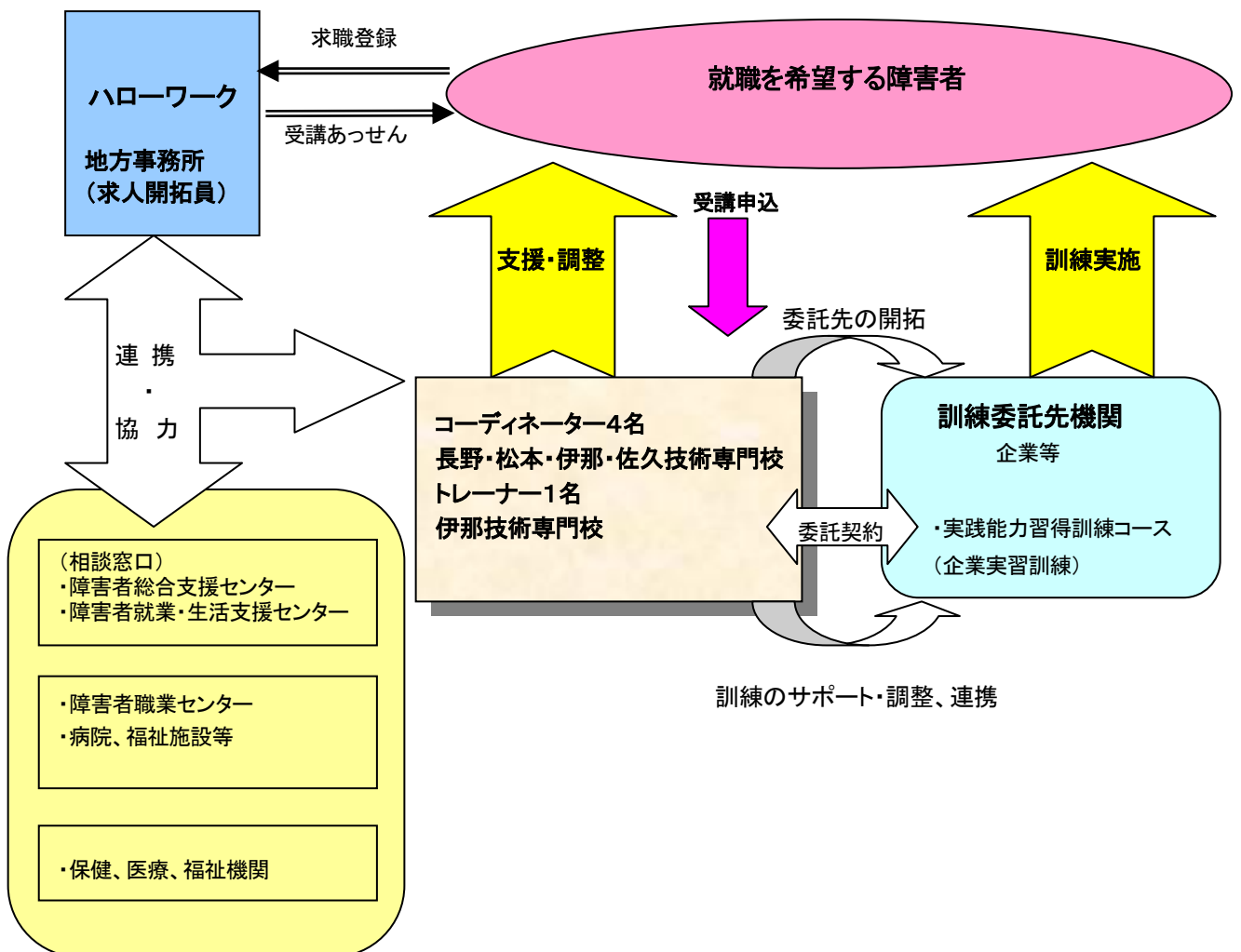
- 例) 訓練受講生1人を受け入れ、3か月間の訓練を実施していただく場合
3か月×6万円=18万円

◆ 委託料の減額

訓練受講生が中途退所等により委託契約書で定めた期日前に訓練を終了した場合の委託料の算定は、次のとおりです。

- 1 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割以上である場合は、減額は行いません。
- 2 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、1人当たりの委託契約額を総訓練日数(計画日数)で除して委託日額(円未満切り捨て)を算定し、訓練開始日から中途退所日までに訓練を行った日数(遅刻、早退等があった日も含む。)を乗じることによって算出された額により委託料を支払います。

《事業概念図》



【問い合わせ先】

長野県伊那技術専門校

担当者：障害者職業訓練コーディネーター 及び 障害者職業訓練トレーナー

担当圏域：諏訪圏域、上伊那圏域、飯伊圏域

住所：〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 8304-190

Tel : 0265-72-2464 Fax : 0265-72-2064

E-mail : inagisen@pref.nagano.lg.jp